

韓国仏教における「宝」について

林 在 川

「宝」とは、新羅・高麗および朝鮮時代に行なわれたもので、仏教信者達、王・官吏が錢穀を施納し、それを本として、利息を以て仏事の経費に資したり、または、貧民救済、公共事業の経費にあてる機構であつた。すなわち、それは日本における講と似た組織であつたといえる。

宝の種類としては、新羅二十六代真平王三十五年（六一三）占察法会の経費にあてるため、円光法師が設立したという「占察宝」があつた。すなわち、清信女が田地一百結を本として、收穫の穀物を以て占察法会の経費にあてたものである。

そして、『高麗史』には、太祖十三年（九三〇）に西京（平壤）で、学校の奨学費として倉穀一百石を賜わり「学宝」とした記事が見られる。

このような「宝」が歴史文献に数十種も現われているけれども、「宝」の設置には、その原因行為と施納額が明らかである。

ところで、私が「宝」の研究において問題としてとりあげるのは、『高麗史』に見えている「八閔宝」と「濟危宝」である。従來の「宝」の研究者はいずれも、この両宝を前記の「宝」と一括して取扱つてゐるが、これらは「存本取息」の「宝」ではなく、単なる國家の官庁であつたと推定されるのである。

すなわち、「宝」の字が名称に使われた機関の中で國家の重大な儀礼であつた八閔会の施行を掌つた「八閔宝」と、國家の重大な事業であつた災民救済と病民救療事業を掌つた「濟危宝」である。

この二つの「宝」は「存本取息」したことが確實な「宝」と、「宝」という文字が共通しているのは事実である。

この八閔宝と濟危宝について「宝」の先行研究者達は何んの証拠もなしに、「存本取息」の宝であつたと述べておられるが、両宝が「存本取息」の「宝」であつたことを証明する設立の原因行為等は一行為の記事たりも発見出来なかつた。そこで次の五個の証拠を挙げ官庁の名称にすぎなかつたことを明らかにしたい。

一 原因行為に対して

まず、八閔宝は、文宗三〇年（一〇七八）に「諸司都監各色」と同じく実務官庁の一つとして設けられている。また、仁宗四年（一一二六）二月に李資謙が叛逆の罪に問われたとき、「八閔宝」に資謙と妻子を囚監したことがあつたことから、「八閔宝」は官庁であつたことが明らかである。また、高麗時代に來朝したことのある宋の使臣徐兢はその著書『高麗図經』の中に「八閔司」という官庁が昇平門の東に在つて齊祭の事を掌つてゐる」と述べている。

この外、「八閔宝」が「存本取息」の行為を以て八閔会施行の資財を辨したという証拠は、『高麗史』には全く見当らない。

次に濟危宝は光宗十四年（九六四）に始めて救濟官庁として設立された。飢民または病者を施食・救濟・医治させたのである。『高麗史』には同類の官庁であつた東西大悲院と惠民局と同列に同様な政府行政機関として紹介されている。

『高麗史』には濟危宝が施納の財を以て殖利した実例、暗示、または宝米の貸借に関する説明、批判など、濟危宝を「宝」としてまとめられる証拠は一つもない。

二 殖利の実証に関して

八閔宝と濟危宝は、国家の予算で運営されていたようである。証拠の一つとしては『高麗史』に「燃灯・八閔の齊祭客使等の年間用度として合計四千三百二十一石を策定した」という記事がある。

三 「諸宝」との関係

『高麗史』に見られる「内庄宅及宮院諸宝」の諸宝は「諸宝」という表現で各種の「宝」をまとめて複合名詞として記述されているが、「内庄宅及宮院諸宝」の諸宝は「内庄宅宝」および「宮宝」、「院宝」に限定されるので、八閔宝と濟危宝ははならない。

四 「宝」の他の意味

高麗時代に於て「宝」の字は必ずしも「存本取息」の「宝」の意味でのみ使用されたものではなく、普通の「宝」の意味としての「高貴な財」または「生命を救う高貴な薬材」などの意味にも使用されたのである。その種類としては、毅宗が宮内別室に設けた「善救宝」、忠恵王が私置したという「宝興庫」、または官庁である「典宝都監」、「宝源解典庫」、「宝泉」、「宝蔵」などがそれである。

五 諫官達の批判

高麗朝大臣の中で代表的庶政批判家達の上疏の文中に「宝」や

韓国仏教における「宝」について（林）

「八閔会」に關係のある指摘や建議が含まれているが、その殖利行為に対する批判は一語もあらわれていない。

以上のように「八閔宝」と「濟危宝」とは「存本取息」の「宝」ではなく、普通の官庁に「宝」の字が使われたものだと思われる。

- 1 『高麗史』卷八〇、恩免之制条。
 - 2 『三国遺事』卷四、円光西学条。
 - 3 『高麗史』卷一、太祖十三年条。
 - 4 金三守、「宝の前期的資本機能に関する宗教社会学的研究」(『亜細亚学報』第一輯、五五一頁以下)。
 - 5 『高麗史』卷七七、諸司都監各色条。
 - 6 『高麗史』卷一二七、叛逆条。
 - 7 『宣和奉使高麗図経』卷一六。
 - 8 『高麗史』卷七七、諸司都監各色条。
 - 9 『高麗史』卷八〇、祿俸条。
 - 10 『高麗史』卷八〇、恩免之制条。『同書』卷八二、馬政条。
 - 11 『高麗史』卷八〇、毅宗条。『同書』世家三六、忠恵王二年条。『同書』卷七七、崇福都監条。『同書』卷七六、小府寺条。
 - 12 『高麗史』卷九三、崔承老条。『同書』卷一〇〇、崔忠烈条。
- 『同書』卷一一八、趙浚条。

(仏教大学大学院)